

## 議会運営委員会委員長報告書

令和7年3月24日

議会運営委員会に付託されました陳情2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第5号「議会選出監査委員廃止についての陳情書」について報告します。

本件は、1、議会提出の監査委員を選任しないことを議会運営委員会等で議論するよう求めるもの。2、議会提出の監査委員を選任しないことを条例で制定するよう求めるものです。

初めに、当局より、特に見解はない、との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

議会選出の監査委員については、議会及び市政の取り組みから見た「監査」という一定程度役割はあるものと考えているが、より専門的に、かつ専属的に、そして何より時の権力者の意向を思い量ることなく、公平・適正・透明性を高める監査の役割が年々高まっていると考えており、賛成するがありました。

採決の結果、1対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第6号「「請願書・陳情書の手引き」の一部改正に関する陳情書」について報告します。

本件は、「請願書・陳情書の手引き」の審査資料を委員に配付したい場合は9部を議会事務局へ提出を1部に変更するよう求めるものです。

初めに、事務局より、

本陳情に関し、本市議会での、今までの審査資料部数の取扱い経緯と近隣議会の取り扱い状況について説明する。

まず、本市議会での、今までの審査資料部数の取扱い経緯について述べる。

請願は、直接は地方自治法上に手続き規定があるが、陳情については法的根拠がなく、各議会独自の制度となっていることは、委員各位ご認識のとおりである。

また、その請願においては、紹介議員が説明することが前提となっており、審査資料の取扱いまでは明確化されていない。まして、陳情審査資料の取扱いは、各議会独自の判断となる。そこで本市議会では、今まで9部提

出を求めていた経緯であるが、審査資料は、手続き上、必要な書類ではないこと、陳情者側の事情で、使用するものであること、陳情者の理論を展開するために、使用するものであることから、その私的な理由、行いに対して、金額の過多にかかわらず公費を用いることは、多種多様な意見が存在する市民の理解を得られないとの判断から、ご自身で用意していただいているところである。

なお、陳情書本体については、審査に必要な書類であることから、1部提出していただき、必要部数を事務局でコピーしているところである。審査に必要な書類は公費で、陳情者側の理由に基づく資料は私費で、との切り分けをしてきたところである。

また、審査資料の部数について、東葛5市議会へ確認したところ、3市議会は、陳情者が委員又は全議員分を用意する。1市議会は、そもそも配付しないため事務局預かり。1市議会は、1部のみ提出であるが、そもそも審査資料配付が認められるケースが稀であり、直近でも約10年前の平成27年まで遡るとのことであった。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

まず、陳情書提出された方に一言申し上げる。

流山市議会の場合、憲法で定められた請願書に加え、陳情書であっても、窓口へ足を運びいただき、ご提出いただいたものは委員会で公平に審査を行う。さらに希望すれば、「おおむね5分程度の陳述」もできる環境である。これは当たり前用いされた環境ではなく、歴代の市民と議会の民意で築いた環境であることをご理解いただきたいと思います。

そこで反対理由を2点述べる。

第1は、安易な請願・陳情の提出は他者の権利侵害にもつながりかねないからである。

流山市議会では、「請願書及び陳情書を窓口へ直接ご提出いただく」というルールについては、我が党は最低限のルールだと捉えている。それは、委員会審査の日程の見込みや連絡、陳述の有無、提出者の真意にそった委員会審査を保障するためである。内容ではなく、文言の誤字等により悪い結果とならないような配慮でもある。さらに、委員会審査を行うこと、又その請願・陳情一つ一つに賛否を表明することは、温度差はあると思うが、議員個々は多くの時間を割き、そして強い気概、時には強い批判も覚悟の上で臨んでいる。その議会・また個々の議員の強い気概に対し、

顔も見せず、声も聞かず、安易に請願・陳情がメール等で提出できる、しかも一部であっても、個人的思い込みに終始しているとすれば、委員会審査や議員へのリスペクトがあるとは、私は思えない。またそれらを許し、広げることは、請願・陳情権の乱用にもつながり、強いては請願・陳情権を含め、他者の権利の侵害にもつながりかねないものとする。

反対理由の第2は、公文書と私文書の違いがあるからである。

議会及び委員会での審査対象はあくまでも、提出された請願書及び陳情書という公文書である。一方、資料はあくまでも付属のものであり、その資料がなければ請願・陳情したい項目が伝わらないのであれば、請願・陳情書そのものを充足させることこそが本来、必要である。当然、議会や審査に係る公文書は、議員全員分をコピーし、配付しなければならない。一方、資料は、請願・陳情への賛同を意図したもので、義務も規制もない私文書である。よって、資料のコピーに公費、税金を費やす道理はないものとする。

以上のことから、反対する。

がありました。

採決の結果、0対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

以上